感発 0312 第 2 号 令和 6 年 3 月 12 日

都道府県知事 各 保健所設置市長 特 別 区 長

> 厚生労働省健康·生活衛生局感染症対策部長 (公 印 省 略)

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)

本日、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第40号)が公布されたところ、改正の概要等は下記のとおりですので、御了知の上、関係機関等(都道府県におかれては管下の市町村を含む)へ周知いただくとともに、その適切な運用に御配慮願います。

記

1 改正の趣旨

- 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、犬の所有者又は管理者は、その犬に狂犬病の予防注射を年1回受けさせなければならないこととされている。
- 当該予防注射の時期については、狂犬病予防法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 52 号。以下「規則」という。)第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により、生後 91 日以上の犬の所有者は、4月1日から6月 30 日までの間(生後 91 日以上の犬であって、3 月 2 日以降に狂犬病の予防注射を受けていない犬又は予防注射を受けたかどうか明らかでない犬を所有するに至った場合は、その犬を所有するに至った日から 30 日以

- 内) に1回当該予防注射を受けさせなければならないこととされている。
- 今般、令和6年能登半島地震の発生に伴い、規則で規定する期間内に予防注射を受けさせることができない場合を考慮し、令和6年における取扱いについて所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

令和6年12月31日までの間、令和6年能登半島地震の発生によるやむを得ない事情により、規則第11条第1項又は第2項(これらの規定を同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)において規定する期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者について、当該事情が消滅した後速やかにその犬について予防注射を受けさせたときは、当該期間内に予防注射を受けさせたものとみなすこととする。

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の附則第2項の規定中第11 条第2項に係る部分は、令和6年1月1日から適用する。

4 留意事項

- (1)本改正は、狂犬病の予防注射の接種時期に係る規定について、今般の令和6年能登 半島地震を踏まえて緩和する特例措置を設けたものであり、法第5条第1項で規定す る狂犬病の予防注射そのものを不要とするものではないこと。
- (2) このため、犬の所有者等に対しては、やむを得ない事情が消滅した後は、速やかに 犬に狂犬病の予防注射を受けさせるよう指導すること。

官

〇厚生労働省令第四十号

行規則の一部を改正する省令を次のように定める。 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第五条第一項の規定に基づき、狂犬病予防法施

令和六年三月十二日

厚生労働大臣

武見

敬三

(傍線部分は改正部分)

狂犬病予防法施行規則(昭和二十五年厚生省令第五十二号)の一部を次の表のように改正する。 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

附則 (略) (略) (本年代を半島地震の発生によるやむを得な、年能登半島地震の発生によるやむを得ない事情により、第十一条第一項又は第二項(これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定によりでき対を受けさせることができなかつた大の所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。	改正後
	改正前

則

3 • 4

略

3 •

略)

受けさせたものとみなす。

理者が当該事情が消滅した後速やかにその 又は管理者については、当該所有者又は管

犬について狂犬病の予防注射を受けさせた ときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を

六年一月一日から適用する。 定中第十一条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に係る部分は、令和 この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の狂犬病予防法施行規則附則第二項の規